

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書		令和4年 6月17日
滋賀県知事 三日月大造 殿		
提出者		
住所 滋賀県愛知郡愛荘町東円堂923		
氏名 TBカワシマ(株) 代表取締役 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 亀野 宙一		
電話番号 0794-42-7405		
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>		
事業場の名称	TBカワシマ(株)	
事業場の所在地	滋賀県愛知郡愛荘町東円堂923	
計画期間	令和3年4月から令和4年3月	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
①事業の種類	製造業(織物整理業) 1144	
②事業の規模	製造品出荷額 8,833百万円	
③従業員数	264人	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	汚泥→脱水→混練→セメント原料 汚泥→脱水→セメント原料 廃プラスチック→破碎→RPF→燃料 金属→粉碎→再生原料 木屑→粉碎→燃料 木屑(パレット)→再生パレット	

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

T B カワシマ(株) — 環境管理責任者 — 環境推進委員会
産業廃棄物責任者 ————— M&I 領域
保全技術 G L
総務室
特別管理産業廃棄物責任者 産廃担当者

経営企画領域
品質・生産領域

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック	金属屑	木屑
	排出量	4924 t	213 t	3.4 t	8.8 t
	(これまでに実施した取組)				
汚泥は脱水後乾燥して運搬、セメント原料として再利用していたが、脱水効率の良い脱水機を導入し、乾燥工程を省略、熱源の都市ガスを削減し、省エネ（CN）実施。 木屑（パレット）は再生パレットとして再利用又は破碎後発電用燃料にリサイクル。またパレットは運送業者に返却再利用を推進。社内ではパレットの再利用を実施。					
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック	金属屑	木屑
	排出量	5000 t	180 t	3 t	8 t
	(今後実施する予定の取組)				
生産が回復すると予想され、排出量が増加が予測される 脱水機における脱水薬剤の見直し等で汚泥の量の削減を計画。金属屑は分別して有価物化を推進する。					

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 金属付き廃プラスチックの分解分別しRPF等サーマルリサイクルの推進
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 設備入れ替え時に発生する金属屑は分別して再利用及び有価物化を推進。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	金属屑	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	—	—
	(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	金属屑	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	3 t	1 t	—	—
	(今後実施する予定の取組)				
<p>廃プラの8割以上を占める生地を染色機洗浄や導布に再利用。 設備の廃棄時には再利用可能な部品を分別して再利用する。</p>					

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	汚泥			
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t			
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	4 4 2 6 t			
(これまでに実施した取組)					
<p>脱水効率の良い脱水機に更新。</p>					
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	汚泥			
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t			
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	4 5 0 0 t			
(今後実施する予定の取組)					
<p>脱水薬剤を見直し、脱水効率をさらに向上させ減量する。</p>					

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項					
①現状	【前年度（令和3年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	—	—	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—	—	—	
	(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	—	—	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	—	—	—	
	(今後実施する予定の取組)				
産業廃棄物の処理の委託に関する事項					
①現状	【前年度（令和3年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック	金属屑	木屑
	全処理委託量	498 t	213 t	3.4 t	8.8 t
	優良認定処理業者への処理委託量	498 t	82 t	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	495 t	213 t	3.4 t	8.8 t
	認定熱回収業者への処理委託量	3 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) 優良認定処理事業者との取引推進。					

②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック	金属屑	木屑
	全処理委託量	580 t	180 t	3 t	8 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	580 t	180 t	0 t	0 t
	再生利用業者への 処理委託量	577 t	180 t	3 t	8 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	3 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) B品の再利用, 有価物化				
※事務処理欄					

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。